

系統連系ガイドラインの改正要請及び「自家用電気工作物保安管理規程」
の改定の審議について

日電規委 24 第 040 号
平成 25 年 2 月 12 日
日本電気技術規格委員会幹事

日本電気技術規格委員会は、「電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン」(以下、系統連系ガイドラインという。)の改正要請とそれに係わる系統連系規程の改定および民間自主規格「自家用電気工作物保安管理規程」の改定について平成 25 年 3 月の委員会で審議・評価することを予定にしておりますので、お知らせいたします。ご意見のある方は理由を付して文書でご提出ください。

1. 件名

- (1) 系統連系ガイドライン【FRT要件の規定の追加(蓄電池・燃料電池・ガスエンジン)】に関する改正要請(案)ほかについて
- (2) 自家用電気工作物保安管理規程」(JESC E0021)の改定について

2. 案件の趣旨, 目的, 内容等について

- (1) 系統連系ガイドライン【FRT要件の規定の追加】に関する改正要請他

a. 改定案を要請した委員会

系統連系専門部会(事務局: 社団法人 日本電気協会)

b. 改定案の趣旨, 目的, 内容等

太陽光発電等の分散型電源が電力系統に広域かつ大量に連系された場合において、電力系統の擾乱によりこれらの分散型電源が一斉に解列すると、電力品質に大きな影響を与える可能性がある。

現行の系統連系ガイドラインにおいても「不要解列の防止」についての記載はあるが、どの程度の系統の擾乱に対して運転継続すべきか具体的な記載がなく、現状導入されている分散型電源においては、その性能が一様でない。

今後、太陽光発電等の分散型電源が急速に普及することが予想されており、これまでに、太陽光発電及び風力発電に関する検討を行い、電力品質を確保するために求められる運転継続(FRT: Fault Ride Through)要件(以下、FRT要件という)について明確化を図ってきた。今回は、蓄電池及び燃料電池並びにガスエンジンのFRT要件について、系統連系ガイドラインの改正要請および民間自主規格「系統連系規程」の規程の改正について審議するものである。

- (2) 「自家用電気工作物保安管理規程」(JESC E0021)の改定について

a. 改定案を要請した委員会

需要設備専門部会（事務局：社団法人 日本電気協会）

b. 改定案の趣旨，目的，内容等

本規程は，自家用電気工作物の保安確保のために，電気事業法に規定されている事項を踏まえ，自家用電気工作物の設置者，電気主任技術者，保安管理業務受託者，保安業務従事者等，電気保安に携わるものが遵守すべき事項，設備保安に係る具体的な事項（巡視・点検・検査等）に関する内容をまとめた民間自主規格として，平成 19 年に制定しました。

今回，制定以来 6 年が経過したので需要設備専門部会でのアンケート調査等を基に規程の記載内容の見直しを実施し，「規定内容の見直し」，「規定内容の明確化」，「関係法令の改正に伴う規定の見直し」等を行ったため，この改定について審議，評価を行うものです。

3. 改正要請の提出予定

平成 25 年 3 月以降

4. 問い合わせ先・関連資料入手先・意見提出先

下記に示す問い合わせ先で，関連資料の閲覧が可能です。また，郵送による資料の送付も行っていますので，その際はお問い合わせください。資料を電子データで送付します。ただし，郵送をご希望の場合，複写代及び郵送料については実費をご負担願います。

（問い合わせ先，意見提出先）

日本電気技術規格委員会 事務局（（社）日本電気協会内）

電 話：03-3216-0553 （内線 269）

F A X：03-3214-6005

E-mail：JESC のホームページの問い合わせのページからお願いします。

所在地：〒100-0006 東京都千代田区有楽町 1-7-1 有楽町電気ビルヂング北館 4F

E-mail でお問い合わせの場合，JESC の HP (<http://www.jesc.gr.jp>) の「お問い合わせ」フォームから，お願い致します。

5. 意見提出期間

受付開始日：平成 25 年 2 月 12 日（火）

受付終了日：平成 25 年 3 月 13 日（水）

6. 注意事項

ご意見は，氏名・連絡先（住所，電話番号，FAX 又は電子メールアドレス）を明記し，書面若しくは電子メールにてご提出下さるようお願いいたします。

また，いただきましたご意見等につきましては，連絡先を除き，ご意見の要約又はすべてが公開される可能性があることをご了承下さい。

備考： 日本電気技術規格委員会は，電気事業法の審査基準に引用されるような民間規格・基準等を審議，承認する公正・中立な民間規格評価機関として平成 9 年に設立された委員会で，上記案件は，委員会の規約に基づいて公表するものです。